

郵政民営化委員会（第131回）議事録

日 時：平成27年3月26日（木）9：30～10：20

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：増田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

金融庁 中島総務企画局参事官

氷見野監督局審議官、伊野郵便貯金・保険監督総括参事官

総務省 菱沼情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長

日本郵便株式会社 鶴田執行役員

○増田委員長

おはようございます。ただ今から「郵政民営化委員会」第131回を開催します。本日は、委員全員の出席を頂いておりますので、定足数を満たしております。お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。

「郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について」であります。3月25日に金融庁長官及び総務大臣から、同法第123条第2号及び第151条第2号の規定に基づき、当委員会に対し意見を求められております。

金融庁から内容を御説明いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

初めに、金融庁総務企画局の中島参事官から、5分ぐらいで御説明の方をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○中島参事官

おはようございます。金融庁の中島でございます。

お手元の資料131-1-2と書いてあります資料に沿いまして、概要を御説明したいと思います。

本件は、郵政民営化法に基づき定められております「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」、内閣府令・総務省令の改正を行うものでございます。

「改正の概要」の一つ目の○に書いてありますように、今般、会社法が改正されまして、代表取締役を始めとする業務執行者に対する監督機能の強化などを目的として、監査等委員会設置会社という制度が新たに創設され、それに伴い現行の委員会設置会社については、指名委員会等設置会社という名称に変更されております。

この会社法の改正に伴いまして、銀行法施行規則及び保険業法施行規則にお

ける届出事項などに関する規定において、所要の整備、いわゆるハネ改正というものが必要になっており、こちらの「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」においても同様の技術的な整備が必要になってくるというものでございます。

具体的な内容ですけれども、もう1枚おめくりいただきまして2ページの方に改正案を付けさせていただいております。

ここにあります法律の120条は、届出事項についての規定であり、同条第1項第8号に基づく「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」第13条第1項第3号は、郵便貯金銀行の役員等の選任及び退任に関しては届出を行う、という具体的な内容を記載しているものでございますけれども、現行において会社法に基づく委員会設置会社となっている部分が、先ほど申し上げました会社法の改正に伴いまして、左側にありますように、委員会設置会社に加えて、今回、監査等委員会設置会社が追加された。それから、現行の委員会設置会社が指名委員会等設置会社という名称に変更されたことに伴います改正を行っているというものでございます。具体的な内容を左に書いてあるとおりでございます。

3ページ目でございますけれども、こちらは郵便保険会社に関して同様に役員届出の具体的な内容の改正をするものでございます。ちなみに、この府省令につきましては2月4日から3月6日にかけてパブリックコメントを行っておりますが、特段この部分について意見は寄せられておりません。この改正は5月1日からの施行を予定いたしております。

以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

ただ今の説明に対して、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。特にございませんか。よろしいですか。

特段の御質問がないようでございますので、当委員会の意見の案を作成いたしましたので、今配布を致します。事務局の方から説明をお願いします。

(資料配布)

○若林事務局次長

御説明します。

お配りしましたもので、郵政民営化委員長から金融庁長官、総務大臣宛てで同文でございます。

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成27年3月25日付け金総第1801号・総情貯第37号をもって意見を求められた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正することが適当である。

以上でございます。

○増田委員長

ただ今の説明に対しまして、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○増田委員長

御意見がないようでございますので、本意見案を委員会の正式な意見として決定を致したいと思えます。

よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○増田委員長

ありがとうございました。

配布されました案文どおり決定をすることといたします。

両省庁の皆様におかれましては、本日は、どうも御苦勞様でした。

（金融庁、総務省退室）

（金融庁、総務省入室）

○増田委員長

それでは、次の議題に移りたいと思えます。

次の議題は「株式会社かんぽ生命保険の新規業務の認可申請について」であります。

前回、2月25日の委員会でかんぽ生命保険からヒアリングを行いました。

今般、事務局において意見募集を行いましたので、意見募集の結果を事務局から簡単に説明願います。

○若林事務局次長

お手元の資料に基づきまして御説明します。

株式会社かんぽ生命保険の短期払養老保険に関する郵政民営化委員会の調査審議に向けた意見募集を、平成27年2月23日から3月16日までの間行いました。

個人の方から2件の御意見を頂きました。

概要は資料の131-2-1のとおりでございます。

以上です。

○増田委員長

続きまして、金融庁及び総務省から認可申請の審査状況について、御説明いただきたいと思います。

説明の方は5分程度で頂きまして、その後質疑応答を10分間程度行いたいと思います。

まず、金融庁監督局氷見野審議官、総務省郵政行政部菱沼貯金保険課長から御説明をお願いします。

よろしくをお願いします。

○氷見野審議官

お手元の資料131-2-2で、金融庁の審査状況について御説明させていただきます。

表紙をめくっていただいて1ページ目でございますけれども、2月19日に短期払養老保険について、かんぽ生命保険より認可の申請を受けております。これは具体的には、保険期間よりも短い保険料払込期間を設定できるようにするものでございまして、例を下に書いておりますけれども、現行であれば、保険料払込期間も保険期間も15年ということではありますが、改定後につきましては、保険料払込期間を例えば10年にするといったような姿でありまして、現行でありますと、最初は保障が高く徐々に貯蓄性が高くなっていく姿になりますけれども、最後に据置期間を設けることによって、全体として貯蓄性を高める商品性の変更でございます。

注のところにございますとおり、この短期払養老保険につきましては、民営化以前の平成7年3月まで同様の商品を取り扱っていた実績があり、他の生命保険会社においても販売事例のある商品でございます。

この商品についての認可でございますけれども、2ページ目でございますとおり、郵政民営化法に基づく認可及び保険業法に基づく認可のそれぞれについて審査を行っております。

郵政民営化法に基づく認可の基準でございますが、左下の青い中の柱書きにありますとおり、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供、この二つを阻害するおそれがあるかどうかということになりますけれども、既に申し上げましたとおり、他の生命保険会社でも取扱いの例がございます。以前、郵政省での取扱いもございます。

また、商品性の変更の内容も前のページで申し上げたような内容ですので、私どもとしては、こうしたおそれがあるとは考えていないところでございます。

保険業法につきましては、右側の認可基準で審査を行っておりますけれども、基準としては、

- ・ 保険契約者等の保護に欠けるおそれがないこと。
- ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 公序良俗の侵害を誘因、助長するおそれがないこと。

これらに明らかに当たるものではないと考えられると思います。

- ・ 保険契約者等にとって明確かつ平易に定められていること。

ということで、もちろん販売の際に新しい商品の特徴について、適正な説明を行っていく必要があると考えておりますけれども、そうしたことを行う準備は、かんぽ生命保険側で整えていることと理解しております。

最後に、保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当かという基準がございますが、数理的な確認を行っておりますけれども、私どもとしては合理的かつ妥当な算出方法になっていると考えております。

金融庁としては以上でございます。

○増田委員長

総務省の方からお願いします。

○菱沼貯金保険課長

総務省の資料を御覧ください。

「認可申請の概要」につきましては、先ほど金融庁の方からお話があったとおりでございます。短期払養老保険の引受けということでございます。

審査事項につきましては、郵政民営化法に基づく審査事項ということで、これも先ほど金融庁の方からお話があったとおりで、適正な競争関係、利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこととなります。その際の考慮事項としては、持株会社が保有するかんぽ生命保険の議決権の割合その他競争関係に影響を及ぼす事情、かんぽ生命保険の経営状況ということでございます。

こちらにつきまして、実際にどういったところを審査していくかというところでございますが、以前、学資保険の改定、アフラックのがん保険の受託の際にも同じようなものを提示させていただいております。それぞれ、例について御説明申し上げます。

「(1) かんぽ生命保険の株式処分に係る方針」ということでございますが、現在、持株会社はかんぽ生命保険の株式を100%持っているわけですが、特段これによって国がかんぽ生命保険の経営に介入するということとはなからうと。さらに、昨年の上場スキームということも公表されたところでございますので、こういったところにつきまして、具体的などころを確認させていただこうと考えております。

「(2) 不当な内部相互補助により役務を有利な条件で提供するおそれがな

いか」につきましては、かんぽ生命保険の内部、兼業規制の例外となっております郵政グループ内で内部相互補助のおそれがないかといったところを確認させていただこうと考えております。

「（３）郵便局ネットワークの利用及びその方法について、競争上の地位を不当に有利にする要因がないか」でございますが、こちらは、アフラックのときも同様でございますが、かんぽ生命保険による郵便局ネットワークの利用が、他の保険会社の郵便局ネットワークへのアクセスを阻害するおそれがないかを確認したいと思っております。

その他につきましては省略させていただきますが、現在、審査をさせていただいているところ、現時点では総じて大きな問題はなかろうかと存じております。

「２．利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないこと」でございますが、「（１）収支について、合理的な見込みをたてており、その上で、経営の健全性を確保した収支見込みとなっているか」ということにつきましては、一般的に保険の新商品は初期にはマイナスになりますが、事業開始後、一定期間経過後には黒字になるという申請を頂いております、これをきちんと検証していきたいと考えております。

「（２）新規業務のリスクが申請者の態勢に比し過大であり、経営の安定性を著しく損ない、もって役務の適切な提供を阻害するおそれがないか」というところでございますが、この商品が、かんぽ生命保険全体の収支に与える影響などを見ていきたいと思っております。それほど大きな割合を占めるものではないかと存じます。

「（３）利用者への役務の適切な提供を可能とする態勢が確保されているか」ということにつきましては、研修ですとか、話法とか、そういった提供態勢を確認したいと考えております。

「（４）ユニバーサルサービスをはじめとする郵便局におけるサービスの提供の確保が阻害されるおそれがないか」につきましては、販売が増加して業務量がどうなるかといったものを含めまして、ユニバーサルサービスを含めた既存のサービスへの影響を確認したいと考えております。

「（５）郵政事業における公益性および地域性の十分な発揮が阻害されるおそれがないか」につきましては、いわゆるあまねく全国提供ですとか、不当販売のおそれといったところをきちんと見ていきたいと思っております。

その他につきましては省略させていただきます。

全体的にきちんと見ていく必要があるかと思っておりますが、こちらの「利用者への役務の適切な提供」につきましても、認可に当たりまして大きな問題はなかろうかと見ております。

最後のページにつきましては、法律の規定でございます。

よろしく願いいたします。

○増田委員長

両省庁の説明が終わりましたので、質疑応答に移りたいと思います。

ただ今の御説明に対しまして、御質問や御意見等がございましたらお願いいたします。

老川委員、どうぞ。

○老川委員

私から特に質問はありません。伺った限りでは、大体適切な御判断と解釈しています。比較的速やかに御判断を出されたということの評価したいと思います。

○増田委員長

ありがとうございます。

清原委員、お願いします。

○清原委員

私も同様の受止め方をしておりますが、先ほどパブリックコメントのことをお話しいただきました時に、個人の方から2件ということでした。他の保険会社等からは、パブリックコメントという形を採らずとも、何らかの御意見があったのかなかったのか。そのことだけ確認させてください。

○増田委員長

事務局の方から、何か来ていますか。

○若林事務局次長

私どもの方では、そのようなことは特段伺っておりません。

○増田委員長

両省庁の方からも、何か来ていますか。同じことでよろしゅうございますか。

○清原委員

そうであれば、両省庁の御判断というのが更に適切ではないかと再確認させていただきます。

ありがとうございます。

○増田委員長

ほかにはございますか。

○米澤委員長代理

特にありません。結構だと思います。

○増田委員

よろしゅうございますか。

それでは、ただ今までの御説明をお伺いしますと、金融庁も総務省も、現在

までのところ本件について特段の問題はないという御趣旨での御見解であったかと思えます。

我々からの質疑も以上で終えたいと思えます。

両省庁の皆様におかれましては、本日はどうもありがとうございました。

(金融庁、総務省退室)

○増田委員長

続きまして、意見書の取りまとめのため、論点整理として意見書の構成案を事務局に作成してもらいました。

事務局から資料の説明をお願いしたいと思えます。

資料番号で131-2-4であります。

○若林事務局次長

かんぽ生命保険の新規業務につきましては、これまでもがん保険受託販売等、学資保険の改定といった業務につきましては、当委員会で議論し、意見書を取りまとめてきたところです。

今般の新規業務につきましても、基本的には従前議論されてきた論点を踏まえて取りまとめていくという方向かと存じますので、資料131-2-4のとおり意見書の視点、構成を整理してみました。

よろしく願いいたします。

以上です。

○増田委員長

本件につきましては、前回かんぽ生命保険から説明をお伺いしました。

今回、意見募集の結果報告を受けますとともに、関係省庁のヒアリングを行ったところですので、今後、これらを踏まえた御意見を委員の皆様から伺いまして、意見書を取りまとめていく運びといたしたいと思えます。

今、事務局の方から論点整理のペーパーも配られましたが、今の時点で委員の皆様方から特段のコメントがありましたらお願いしたいと思えます。

よろしゅうございますか。

○米澤委員長代理

ございません。

○増田委員長

特に今時点でのコメントはないようでありますので、今までの議論を整理して、本件についてはまた次回にお諮りをしたいと思えます。

最後の議題に移りたいと思えます。

「4. デジタルメッセージサービスについて」を議題に供したいと思えます。

(日本郵便入室)

○増田委員長

デジタルメッセージサービスについて、日本郵便の鶴田執行役員から説明を頂きまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。大体10分ぐらいで説明をお願いしたいと思います。

○鶴田執行役員

日本郵便の鶴田でございます。

デジタルメッセージサービスについてということで、資料をお配りしておりますけれども、これに沿いまして説明をしたいと思います。

今回の説明は、私どもの日本郵便株式会社の方で現在開発中のサービスについて御説明させていただくものでございます。今はシステム開発を進めておりました、来年度、この4月から始まる年度には試行的な形でサービスを開始できればと思っておりますけれども、具体的なサービス内容や時期等は未定という段階のものでございます。

従来、デジタル郵便という名前で説明をしたこともありましたけれども、郵便ではありませんので、そういう言葉ではなくてデジタルメッセージサービスということで説明をさせていただきます。今後、サービスとして展開する際には、何かサービス名称みたいなものを付けて行いたいと考えております。

早速、中身について説明いたしますと、デジタルということですので、今、世の中ではEメールというものが普及をしておるわけですが、郵便物についても、Eメールでどんどん代替されて郵便が減少しているというところがあります。従来のEメールでは、セキュリティー等の問題もあって送りにくいものもでございます。

Eメールですと色々なサーバーを経由して受取人のパソコンに入っていくという形ですが、そういう形ではなくて、私どもの方でサーバーを管理いたしまして、そこにメッセージを入れていただいて、受取人がそれを読みに行くという形のサービスを想定しております。

一つ目の特長としまして、右側に受取人の絵がありますけれども、受取人も本人確認をきちんと行って登録をするという形ですので、いわゆるなりすましというものが無いという形で、送る側も安心して送れるということがございます。

二つ目の特長は、普通のEメールですと、色々なところからいわゆるジャンクメールみたいなものが入ってくるわけでありまして、そういうものを排除しまして、受取人が指定した差出機関、差出者からのものしか受け取らないという形でございます。

公共機関でありますとか、公益企業などが指定されることが多いかと思うのですが、希望した差出機関からのメッセージのみがアップロードされて、アップロードされたことの通知が受取人に行き、受取人が見に行くという形

のものでございます。

三つ目の特長は、次の2ページにございますけれども、この種のサービスというのはほかにもあるのですが、企業のウェブサイトを見に行くという形でも同じようなことはできるわけですが、各企業・団体のウェブサイトをそれぞれ受取人が見に行くという形ですと、それぞれID、パスワードを入れて見に行かないといけないということがあります。

ばらばらに見に行くというのは非常に煩わしいということもありますので、右側の方にありますけれども、色々なところからのメッセージが一度に見られるメッセージボックスというのを私どもが提供して、一覧性のある形で見られるという形にすると非常に受取人が便利であろうということでございます。しかもデジタルの形で残りますので、かさばらないし、後から検索もできるということになります。

次の3ページに、外国の郵政事業体は既に展開している例が多うございまして、一番早いところではカナダが1999年から実施をしております。特徴的なところでは一つ置いてデンマークですけれども、「国民の8割が加入。」とあります。政府が国民にメッセージを送るときに、原則郵便ではなくて、デジタルのメッセージサービスというもので送るということになっておりまして、国民の8割が加入しているという形でございます。そのほかの国はいろんな形でサービスを提供しておりまして、各国ともどうやって利用者を増やすかというところに色々工夫をしているというのが実態でございます。

私どももこういうサービスを展開したいということで、今の郵政事業体としての信頼性というのを背景に、こういうサービスは私たちしかできないというサービスではないわけですが、日本郵便の信頼性というところも背景にして、ユーザーを確保していきたいと思っています。

もう一つ御説明したいのが、政府の方で、いわゆる電子政府といいますか、色々な動きがあるわけですが、そういった取組とも歩調を合わせてきたいと思っております。

特に、マイナンバーが今年から通知されまして、今後、マイガバメント、マイポータルというのがスタートしていきます。その中で「電子私書箱」とか「ワンストップサービス」が関係してくるかなと思っておりますが、電子私書箱の方はまだ要件がよく分からないところもありますので、今回とりあえずワンストップサービスの関係のところについて、こういったところで関係してくるので御説明をしたいと思います。

既にICT街づくり推進会議の共通ID利活用ワーキング・グループのところで、実証事業というのをやっているのですが、右側に色々な接続機関、民間企業、電力・ガス・水道等の公益企業あるいは行政機関、地方自治体等があっ

て、ここに利用者が住所等を登録しておるわけですが、引っ越したときに引越しの手続きをいちいちやらないといけないのが煩わしいというのがございます。

今後、マイナンバーカードが普及しますと、引っ越したときに住民票を移しますと、マイナンバーカードに係る公的認証機能が一旦失効するという形で分かりますので、その情報を私どもが確認することができるという地位になります。色々な接続機関がデジタルメッセージサービスを使っておりますと、私どもの方から住所変更等の手続きをしませんか、ということを利用者に対して注意喚起をするということといたします。それに対して利用者が、こういうことで変更してくださいと言われてましたら、私どもの方でデジタルメッセージサービスを使っている接続機関に対して、一斉に変更の手続きを執るということを行います。こういう形で、利用者の引越しに伴う色々な手続きの煩わしさというのが解消されるということでございます。結局はどれだけたくさんの企業、団体が私どものサービスを使っていたかというところが勝負になるかと思っております。

現在、システム開発と並行しまして、色々な企業、団体の方に私どものサービスのコンセプトを説明しまして、お使いになりませんかという提案をしているというところでございます。

今後、そういう色々な企業、団体の反応も見ながら、私どものサービスを具体的にどういう形で提供するかという提供条件とか、いつからやるかというところを固めていきたいと思っております。

ただ、郵便物というのは、電子的な手段によって特に通知物というのが減少していきますので、ただそれにとられるというのを見ているだけではなくて、私どももそういう分野でサービスを提供して何らかの価値を出していくということで、新しい分野を開いていきたいと思っているというところでございます。

雑ぱくでございますが以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

ただ今の御説明に対して、御質問等がございましたらよろしく申し上げます。

老川委員、どうぞ。

○老川委員

3ページの海外の取組のところ、例のデンマークは、「政府は紙の郵便の送付を原則廃止」とありますが、これは、政府が全部の郵便をという意味なのですか。それとも、政府が発行する文書については、という意味なのですか。

○鶴田執行役員

政府の各機関が国民に対して出す文書について、原則としては、ということ

です。

もちろん受け取る手段を持っていない方もいらっしゃいますから、紙の郵便物が全くなくなるわけではないのですけれども、原則としては電子で送りますということにしていると聞いております。

○老川委員

御説明によると、これは郵便ではないと。郵便で配送されている重要な文書、重要な文書というのは何かというと、行政機関からの通知書とか、色々な書面、というある一定の分野の書類についてという、対象は限定的であるというふうに理解していいのですか。

○鶴田執行役員

私どもとして限定したいというよりも、そんなにほかの人が見てもいいようなものであれば、恐らく従来のEメールという手段が使われるであろうから、私どものサービスが生きるのは、余りほかの人に見られたくないという重要な書類ではないかと思っているということでございます。

○老川委員

つまり、これによって利便性が増すと思う人もいるかもしれない反面、そうなってくると、一般の郵便に関しても手紙を出すのをやめてこちらにしておこうということになってくる可能性もあるのかなと思うのですが、その場合に、いわゆる一般の郵便、今現在も手紙、はがきは既に減少傾向にあるわけですね。そういうものが更に大きく減少するということになってくると、郵便局の機能そのものがどういうことになってしまうのか。極端に言えばみんなそちらに行ってしまったら郵便局が要らなくなってしまう。そこまでいかないだろうにしても、他方でユニバーサルサービス、特に過疎地あるいは高齢者、そういう人たちへのサービスの維持という点でどういうことになるのかと。

こういう形で進めていく場合、紙の郵便の方と一線を引けるような手だても要るのかなという感じはするのですが、その辺はどう考えておられますか。

○鶴田執行役員

個人が出す手紙、はがきの類いというのが全てこういうデジタルの方に行くかということ、そこはそうはならないのではないかと考えております。

一方で、私どもの方も手書きの手紙、はがきの良さというのを訴えておりますし、学校教育などでも取り入れてもらって、そこはそこでどんどん普及させていこうと思っています。

ただ、義務的に送られる通知、手続的なものというのがデジタルの方向に行くというのは、私どもがやめてくれと言っても避けられるものではなくて、進んでいってしまうと思っています。

その中で、一方で紙は紙の良さで訴求をしていくとともに、デジタルに移行

するものも私どもの方で関与して行って、できれば私どものサービスの会員という形で、新しいサービス基盤というのを作っていきたいと思っております。

デジタルと紙の融合ということも考えておりました、例えば年賀はがきをLINEから出すというのもありますし、企業が出すDMについても、メールとかウェブの形でもやるし、メルマガみたいな形、あるいはデジタルメッセージサービスでもやるのだけれども、ここぞというときには紙のDMを使うというようなメディアミックスのような形でやっていくということも今後は訴求していく必要があるのかなと思っております。

紙の郵便の良さは残しつつ、デジタルの裾野を広げて行って、両者の相乗効果ということで収益基盤を維持して、ユニバーサルサービスを維持するということを進めていきたいと思っております。

○増田委員長

よろしいですか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員

御説明ありがとうございます。幾つか教えていただきたいと思えます。

一点は、デジタルメッセージサービスに、今後、最初に差出機関として期待されるのは地方自治体や公益企業ではないかなと思って聞いておりました。例えば、税について、あるいは国民健康保険や後期高齢者医療や介護保険等の通知であるとか、あるいは電力、ガス、上下水道といったいわゆる公共料金。そうしたことについては、現行では一般的に郵便等でされる、あるいは、実際に電力、ガス等は社員の方が検針しながらというようなことがありますけれども、紙ベースで行われているものをデジタル化するときには、まず考えられるのがそういうサービスだと思うのです。

実際に今、日本郵便でデジタルメッセージサービスを検討される際に、そうした地方自治体とか、あるいは今申し上げました公益企業等と、総務省のICT街づくりの共通番号の研究会でもそうだと思うのですけれども、何か特に日本郵便として研究会等で連携をしながら調査、研究をされているかどうか、という質問が一点目です。

二点目に、確かに今年の10月からは個人番号が付番されて国民に通知され、来年の1月からは個人番号カードが市町村で交付されるわけですが、実際に本人確認をするときには個人番号とパスワード等を承知していれば利用できるのか、あるいはカードそのものを端末に置いて使うことを想定しているのか。具体的に本人確認をするときに個人番号は有効だと思いますし、今後のマイポータル、マイガバメントと現在呼ばれている取組にも有効であると私は認識しているのですが、基本的な普及の状況と使い勝手においては、急ながら

っと国民の皆様全てが個人番号を利用するとか、特に個人番号カードを交付され活用されるとも考えにくいので、一定の時間的な流れを想定しながらの取組というのも必要だと思います。特に個人番号の動向と関連して、デジタルメッセージサービスの開発期間、あるいは実際の供用時期の目安というのをどんなふうに考えていらっしゃるのかを更に聞かせていただければと思います。

以上です。

○増田委員長

はい。二つありました。

○鶴田執行役員

具体的にどういう差出機関がお使いになると想定しているかというところですけれども、想定しておりますのは地方自治体とかいわゆる公益企業、電力、ガス、水道、金融機関等でございます。つまり、色々な通知物を送らなければいけなくて、しかも人に見られて構わないのもあるのだけれども、余り見られたくないもの、それから、給与明細のようなもの。これは電子的に行っている企業もあるでしょうけれども、かなりの企業で紙で行っているところがございます。

このようなものは、将来はデジタルで行いたいものだけれども、自分でシステムを構築するのも大変だというようなところには、このサービスの使い勝手が非常にいいのではないかと考えております。そういう企業にどういう条件で提供するかというところを検討しながら進めているところでございます。

総務省の方でも、いわゆるワンストップというものは、そういう企業に対して一遍に手続きが済めば便利だねということでございますので、総務省の研究会の方で行っている実証実験にも本年度も参加しておりますし、恐らく来年度も参加することになると思っております。

マイナンバーカードとの関わりですけれども、実は、私どもデジタルメッセージサービスの受取人の本人確認にもマイナンバーカードが使えるのではないかと考えておりますが、御指摘いただいたとおり、今の段階でリーダーでいちいちやるというのを要請するのかどうかというところは、正直言うとまだ決めきれておりません。

恐らく来年度、マイナンバーカードを民間でどういうふうに利用するかということについて具体的な姿が決まってくると思っておりますので、その進捗を見ながら、私どもとしても、私どものシステムに、どういう機能を持たせなければいけないかというところの検討を並行して進めたいと思っております。政府の動きに遅れないようにそこは進めていきたいと思っております。

○清原委員

ありがとうございます。

○増田委員長

三村委員、どうぞ。

○三村委員

話をお伺いしていると、例えば市からの連絡とか、それに関連する公的な文書もありますし、税務署関係の文書もあるし、クレジットカード会社からの請求書とかそういった支払明細書などが出てくると思うのですが、日本郵便は一つのものを作りたいと思い、ほかのIT関係企業も一つシステムを作りたい。色々なシステムがある意味併存するというか、乱立するという状況は、一番望ましくないという感じがしております。

つまり、パブリックな要素を持つなら、できるだけ一つの共通インフラのような、例えば先ほどこちらにありました電子私書箱みたいなものであれば共用可能です。その辺りはどうお考えなのでしょうか。

○鶴田執行役員

二つ方向性があると思っています。

一つは、私どものサービスをなるべく多くの企業、団体に使っていただきたいということでございますけれども、これは言わずもがなでございます。

もう一つは、同じようなことを考えるとほかにもありますので、そういうものが並立はするのだけれども、例えばID連携とかと言っていますが、一つのところにID、パスワードで入ったらほかのところにもそのまま見に行くことができるというような関係を作りたいと思っています。そういう点で、使っている側からするとシームレスに色々なものを見に行くことができる。

ただ、これを実現するためにはそれぞれの機関がセキュリティーをしっかりとするということが前提ではあるのですけれども、そういう形で色々なところに改めて見に行くのではなくて、1か所に入るとほかの物もワンクリックでどんどん見に行ける。そういう関係を作っていくって、並立の弊害というのが出てこない形というのを追求していきたいと思っております。

○増田委員長

委員長代理は何かございますか。

○米澤委員長代理

分かる範囲で教えていただきたいのですが、3ページの諸外国の動向で、デンマークは8割が加入とありますが、ほかの国の状況はどんな感じか、何か御存知かどうか。

○鶴田執行役員

私どもが間接的に聞いている範囲なので正確には分からないのですが、カナダが一番早く、ここは利用者が900万人ほどいると聞いております。デンマークは国民の8割で約400万人です。ドイツ、フランスとかが約100万人ぐら

いだということを聞いています。

ですので、実は国民全体の数から比べるとまだ一部ではあるのです。色々な国で工夫してサービスを提供していますけれども、まだ、国内における多種多様なデジタルメッセージサービスの一つという中でどれが決め手になるというのが決まっている感じはなくて、それぞれ工夫しながらやっているという状況でございます。

○米澤委員長代理

分かりました。まだ、これが本当に普及するかどうかは必ずしも見えてこないという状況と理解していいのですか。

○鶴田執行役員

そうです。これはほかの会社でも同じサービスを考えているところもあると思いますし、その中でどうやって価値を出せるかというところをそれぞれ工夫しながらの一種の競争であろうと思っています。

全体像、将来像がつかめているわけではないのですけれども、早く着手をしたいと思っていますところです。

○米澤委員長代理

だからやらなくてもいいということにはならないということなので、分かりました。

○清原委員

今の関連で、個人番号については韓国がかなり普及していると承知しているのですが、デジタルメッセージサービスの資料3ページには韓国については記載がなかったのですけれども、何か御存知のことはありますか。

○鶴田執行役員

これは郵政事業体でやっているものを列挙したということですので、確かに、郵政事業体と別のところが、こういうサービスをやっているというところはございます。

○清原委員

ありがとうございます。

○増田委員長

ほかに何かございますか。よろしいですか。

また、この関係については随時御報告いただいて、具体的なサービスの提供までもう少し時間が掛かるようなのですが、いずれ具体的なイメージとそれに対しての料金設定等々色々あって、本格的に開始を早く進めなければいけないという商品だと思いますので、また、開発状況について随時御説明いただければと思います。

○老川委員

それについては、当委員会は何か役割はあるのですか。

○事務局

認可事項との兼ね合いで何か意見を求められることでも、いわゆる新規業務の関係で何か意見を述べるということでもございません。

○増田委員長

会社の方の判断で自由にできるというわけですね。トータルとして郵便、信書の物数が下がってきている時に、それを逆に防ぐための商品としてこういうものが今後あり得るということですかね。具体的に認可事項として出てくる類いではないですね。

今日は以上にしたいと思います。どうもありがとうございました。

(日本郵便退室)

○増田委員長

以上で、本日の議題は終了いたしました。

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、事務局の方からお願いします。

○若林事務局次長

次回の郵政民営化委員会の開催につきましては、別途御連絡させていただきます。

以上です。

○増田委員長

以上をもちまして、本日の郵政民営化委員会を閉会いたします。

この後、私から記者会見を行うこととしております。